

労働保険事務組合

# エンジェル会だより

会 長 森戸 常雅  
社会保険労務士 西川 純子

〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番8号

ホームページ : <http://www.m-cg.co.jp>

## 12月の事務カレンダー

- 11日 ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】  
○雇用保険被保険者資格取得届の提出【公共職業安定所】

- 1月4日 ○法人税の申告と納税（10月決算法人及び4月決算法人の中間申告）【税務署】  
○健保・厚生年金保険料の納付【郵便局または銀行】

### 本年最後の給料の支払いを受ける日の前日まで

- 給与所得者の保険料控除申告書<生命保険・損害保険・社会保険>  
兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者]

## ユースエール認定制度

### ユースエール認定制度とは

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定する制度です。

### ユースエール認定企業となることのメリット

ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

- 1 ハローワーク等で重点的 PR の実施
- 2 認定企業限定の就職面接会等への参加
- 3 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- 4 日本政策金融公庫による低利融資
- 5 公共調達における加点評価

次のページで詳しく解説します。

<p><b>ハローワークなどで 重点的 PR を実施</b></p>	<p>「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的に PR することで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「<b>若者雇用促進総合サイト</b>」などにも認定企業として企業情報が掲載されますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。</p>
<p><b>認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能</b></p>	<p>各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などにつきまして、積極的な情報提供を受けることができます。正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。</p>
<p><b>自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能</b></p>	<p>認定企業は、自社の商品や広告などに<b>ユースエール認定マーク</b>を付けることができるようになります。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。</p>
<p><b>日本政策金融公庫による 融資制度</b></p>	<p>株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から<b>-0.60%</b>での融資を受けることができます。</p> <p>※基準利率は、令和5年3月1日現在（期間5年以内）で中小企業事業1.20%です。</p> <p>※貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。</p>
<p><b>公共調達における加点点評価</b></p>	<p>公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。</p> <p>※加点点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。</p>

## 認定基準

認定企業となるためには、下記の認定基準を満たした上で、各都道府県労働局へ申請する必要があります。

1	学卒求人 <sup>※1</sup> など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下 <sup>※2</sup>
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以内であれば可とします。

※3 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。

## 法人税インボイス制度導入後の免税事業者からの課税仕入れの経理処理

**Q** : 当社は飲食業を営む年 1 回 3 月末決算の株式会社です。令和 5 年 10 月 1 日からいわゆるインボイス制度が導入されますが、当社は、インボイス導入後の 11 月 7 日に同業者（免税事業者）から中古の厨房設備を 110 万円で購入しました。当社は消費税について税抜経理方式により経理しているところ、厨房設備の購入は課税取引なので、従来どおり、機械装置 100 万円、仮払消費税 10 万円と経理処理すればよいですか

**A** : 令和 5 年 11 月 7 日に行なわれた免税事業者からの課税仕入れについては、その課税仕入れに係る支払対価の額に 110 分の 10 を乗じて計算した金額の 100 分の 80 相当額が課税仕入れに係る消費税額等となります。ご質問の場合には、支払対価の額（110 万円）のうちインボイス制度導入前の仮払消費税等の額の 80% 相当額（8 万円）を仮払消費税等の額とし、支払対価の額から仮払消費税等の額とした金額を控除した金額（102 万円）は資産の取得価額となります。

### 解説

#### 1. インボイス制度の導入

令和 5 年 10 月 1 日からは、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」、いわゆるインボイス制度が導入されました。インボイス制度の下では、仕入税額控除の要件として、原則、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要になります。つまり、インボイス制度導入後においては、適格請求書を発行できない適格請求書発行事業者以外の者（消費税、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができなくなります。ただし、インボイス制度導入後 6 年間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を課税仕入れに係る消費税額とみなす経過措置が設けられています。具体的には、次の課税仕入れの区分に応じてそれぞれ次の算式により算出した金額が仕入税額控除の適用を受ける課税仕入れに係る消費税額に該当します。

(令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間に行なわれた課税仕入れ)

$$\begin{array}{l} \text{当該課税仕入れに} \\ \text{係る支払対価の額} \end{array} \times \frac{7.8}{100} \times \frac{80}{100} = \begin{array}{l} \text{仕入税額控除の適用を受ける} \\ \text{課税仕入れに係る消費税額} \end{array}$$

(令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に行なわれた課税仕入れ)

$$\begin{array}{l} \text{当該課税仕入れに} \\ \text{係る支払対価の額} \end{array} \times \frac{7.8}{100} \times \frac{50}{100} = \begin{array}{l} \text{仕入税額控除の適用を受ける} \\ \text{課税仕入れに係る消費税額} \end{array}$$

(注) 軽減税率が適用される場合は、上記算式中 110 分の 7.8 は 108 分の 6.24 となります。

## 2. 資産に係る控除対象外消費税等の処理

消費税の課税事業者である法人は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について、消費税等の額とこれに係る取引の対価の額とを区分して経理する「税抜経理方式」と、消費税等の額とこれに係る取引の対価の額とを区分しないで経理する「税込経理方式」とのうちいずれかを選択できることとされています。

このうち税抜経理方式による場合には、取引の対価の額と区分される課税仕入れに係る仮払消費税等の額は、地方消費税（消費税額の 22/78）も加味したところで、課税仕入れに係る支払対価の額（消費税等の額がある場合にはその額を含みます。）に 110 分の 10（軽減税率の対象となる場合は 108 分の 8）を乗じて算出した金額に相当する額とされていました。

インボイス制度導入前では、免税事業者からの課税仕入れについても消費税額控除の対象とされていたので、当然に仮払消費税等の額を計上することとされていました。

ところで、その課税期間中の課税売上高が 5 億円超又は課税売上割合が 95%未満である場合には、その課税期間の仕入控除税額は、課税仕入れ等に対する消費税額等の金額ではなく、課税売上げに対応する部分の金額となります。このため、法人が税抜経理方式に採用している場合には、仕入税額控除ができない仮払消費税等の額が生じることとなります。この金額を「控除対象外消費税等」といいます。

控除対象外消費税等が費用計上できる経費や損失等に係るものである場合には、その金額を経費等に含めても含まなくても、法人税の課税所得の計算では、原則、損金の額に算入されることとなります。

これに対して、資産に係る控除対象外消費税額等については、資産の取得価額に含めるのか、期間費用として処理するのか、といった問題が生じます。

この点について、法人税法上、資産に係る控除対象外消費税額等は、次のいずれかの方法によって、損金の額に算入することとされています。

- (1) その資産の取得価額に算入し、それ以後の事業年度において償却費などとして損金の額に算入します。
- (2) 次のいずれかに該当する場合には、法人税法上は、損金経理を要件としてその事業年度の損金の額に算入します。
  - イ その事業年度または年分の課税売上割合が 80%以上であること。
  - ロ 棚卸資産に係る控除対象外消費税額等であること。
  - ハ 一の資産に係る控除対象外消費税額等が 20 万円未満であること。
- (3) 上記に該当しない場合には、「繰延消費税額等」として資産計上し、足掛け 5 年間で損金の額に算入します。

### 3. 免税事業者からの課税仕入れの経理処理

インボイス制度導入後は、課税仕入れであっても適格請求書又は適格簡易請求書の保存がないものは原則として仕入税額控除の適用を受けることができないことから、**適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ**（古物営業を営む者が棚卸資産を取得する取引等を除きます。）については、**仕入税額控除の規定の適用対象ではない**、すなわち、仕入税額控除の適用を受ける課税仕入れに係る消費税額には該当しないこととなります。法人税法上の「資産に係る控除対象外消費税等」は、「仕入税額控除の適用を受ける場合の課税仕入れ等の消費税の額及びその消費税の額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額のうち、消費税法 30 条 1 項による控除をすることができない金額」と定義されていることから、免税事業者からの課税仕入れについては、法人税法上、控除対象外消費税等に該当しないこととなります。つまり、仮払消費税等の額はならないこととなります。

このため、例えば、課税事業者である法人が、免税事業者から減価償却資産を取得した際に、会計上仮払消費税等の額を計上したとしても、その仮払消費税等の額は仕入税額控除の適用を受けることはできないので、結果として雑損等として費用処理されるかもしれませんが、法人税の課税所得の計算においては、その仮払消費税等の額は資産の取得価額に加えたうえで減価償却限度額を計算し、他方、雑損等として費用処理した金額をその資産の減価償却費の金額に含めたうえで、その差額が減価償却超過額として加算されることとなります。

ただし、**インボイス制度導入後 6 年間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を課税仕入れに係る消費税額とみなす**こととされていることから、それぞれの期間においては、課税仕入れに係る支払対価の額に 110 分の 10（軽減税率の対象となる場合は 108 分の 8）を乗じて算出した金額に一定割合を乗じた金額は仮払消費税等の額となり、資産に係る控除対象外消費税等の取扱いが適用されます。